

事務連絡
平成23年3月11日

社会保険診療報酬支払基金

高齢者医療部長

退職者医療・介護保険部長 殿

厚生労働省保険局

総務課医療費適正化対策推進室室長補佐

高齢者医療課課長補佐

国民健康保険課課長補佐

厚生労働省老健局

介護保険計画課課長補佐

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生による保険者に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予にかかる取扱いについて

標記については、本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さに鑑み、保険者に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予に係る取扱いについては、保険者の実情に応じた適切かつ迅速な対応を図ることとし、具体的な事務の取扱いについては、別紙のとおり取り扱われますようお願いいたします。

平成23年東北地方太平洋沖地震による前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付猶予にかかる取扱いについて

本日発生した平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さに鑑み、保険者に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金（以下「拠出金等」という。）の納付猶予に係る取扱いについては、今回の災害の規模を鑑み、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）においても拠出金等の納付が困難な保険者の把握に努めるとともに、保険者の実情に応じた適切かつ迅速な対応を図ることとし、具体的な事務は次のとおり行うこととする。

1. 保険者への制度の周知及び対象保険者の把握

東北地方太平洋沖地震の被災状況の甚大さを鑑み、全保険者に対して電話連絡等を行い、拠出金等の今後の納付予定を確認し、納付猶予に関する制度の周知を図るとともに、納付猶予を必要とする保険者を把握する。

2. 納付猶予の手続き

(1) 上記1で把握した納付猶予を必要とする保険者に対して、支払基金から高齢者医療制度及び病床転換助成事業納付金等納付猶予申請書、老人保健拠出金納付猶予申請書、退職者給付拠出金納付猶予申請書又は介護給付費・地域支援事業支援納付金納付猶予申請書（以下「申請書」という。）の用紙を送付し、速やかに申請を行うよう指導する。

(2) 支払基金は、保険者から提出された申請書及び添付書類の内容審査を行い、厚生労働大臣の承認を受け、保険者に納付猶予の通知をする。

3. 納付猶予期間

猶予期間は、納期から1年以内の期間に限る。

4. 督促状の扱い

拠出金等を納期までに納付しない保険者に対しては、納期の翌日に督促状の発生をせず、次により取り扱う。

(1) 確認の結果、納付猶予を必要とする保険者

督促状の発行を保留し、納付猶予の申請を指導する。

(2) 確認の結果、納付猶予を必要としない保険者

① 督促状の発行を保留し、速やかに（納期後10日以内を目安とした納付予定日を明らかにする）納付する旨、指導、連絡する。

② ①の対応後、納付の予定日を経過しても納付されない場合は、再確認を行い、以下の対応とする。

(注)

→ 納付猶予を必要としない保険者に対して督促状を送付

・ 納付猶予を必要とする保険者に対して納付猶予申請の指導（(1)に同じ）